

# 労務コンプライアンスのチェックポイント

営業活動におけるコンプライアンス経営に関する取組みは一般的なものになりつつありますが、社内の労働法分野については対応が遅れているケースが見受けられます。昨今、「人的資本経営」が注目を集めているところであり、コンプライアンスに基づく労働関係法令の遵守（労務コンプライアンス）の重要性はますます高まっています。

今回のセミナーでは、企業側の労働法対応を専門とする石嵯・山中総合法律事務所の横山先生に、企業が守るべき運用ポイントを洗い出して、今の情勢に即した適切な体制作りと対応法をわかりやすく解説していただきます。

【日時】 令和7年7月3日（木）

13:30～16:30

【会場】 とりぎん文化会館

2F 第4会議室

〒680-0017 鳥取市尚徳町 101-5

Tel. 0857-21-8700

【講師】 弁護士 横山 直樹 氏

石嵯・山中総合法律事務所

〔経歴〕 2006年 慶応義塾大学法学部政治学科 卒業  
2008年 慶応義塾大学法科大学院 修了  
新司法試験合格  
2009年 司法修習終了（新第62期）  
弁護士登録（第一東京弁護士会）  
2010年～13年 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
2013年 石嵯・山中総合法律事務所入所  
2016年9月 ヴァイスパートナー就任  
2021年7月 パートナー就任

## セミナー項目

### 第1. 労務コンプライアンス総論

- 1 全て完璧は「無理」
- 2 リスクの高いものを抽出し、重点的に  
リスクとは？財務、リпутーションリスク、話題性のある事項か等
- 3 今の時代は、残業代、ハラスメント、精神障害・自殺の3つが柱でその他に耳目を集める事項（法改正後の1号案件、これまでなかった事例等）

### 第2. 残業代

- 1 労働時間の把握が全ての出発点  
過少申告させないシステムの構築  
システム、風土の改革
- 2 労働時間の把握が不十分なことによる集団的残業代  
タイムカードとログのズレ、自宅で仕事をした、移動時間、自己学習等
- 3 名ばかり管理監督者（3年分の高額の残業代訴訟）  
管理職なのに部下がいない  
待遇がよければなんとかなるは間違い
- 4 事業場外みなし  
どの程度まで管理してOKか？携帯で連絡をとってはいけないか

- 5 一カ月単位  
シフトと就業規則のパターンのズレ  
残業時間入のシフトで200時間  
半月分のシフト
- 6 固定残業代

### 第3. ハラスメント（セクハラ、マタハラ、パワハラ）

- 1 パワハラで自殺、記者会見、訴訟
- 2 新卒が採用できなくなる
- 3 社長自体がパワハラ気質の場合
- 4 現在のカスハラ対策（他社事例等）

### 第4. 精神障害・自殺

- 1 長時間労働による精神障害・自殺
- 2 ハラスメント

### 第5. その他

- 1 偽装請負・労働者性
- 2 パート・有期雇用労働法
- 3 高年齢者雇用安定法
- 4 降格（権限規定論）

【定 員】 15名

【受講料】 役員・幹事会社 7,700円 会員 9,900円 会員外 15,400円  
(消費税込、1名につき)

【申込方法】 ○下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリ又はホームページにてお申込みください。  
○受講料は、『受講申込み受付兼請求書』をファクシミリ（ホームページにてお申込みの場合はメール）にてお送りしますので、指定期限までにお振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書又はご利用明細書をもって領収書とさせていただきます。（恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。）  
○セミナー開催日の3日前以降に受講をキャンセルされた場合、受講料をいただきますのであらかじめご了承ください。

【申込期限】 令和7年6月26日（木）

【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会

〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F

TEL. 0857-22-8424

FAX. 0857-24-4174

URL <http://www.torikeikyo.or.jp>

-----  
(一社) 鳥取県経営者協会 宛 (Fax. 0857-24-4174)

7/3開催 労働法セミナー受講申込書

年 月 日

企業・団体名

TEL

〒

所在地

FAX

申込担当者(氏名)

(所属部署・役職名)

No.	受講者氏名	所属部署・役職名
1		
2		
3		

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。